

異 動 届 等 関 係 用 紙

◎異動届の提出についての留意点

納税者が退職、死亡、転勤、長欠等の事由によって給与の支払を受けなくなった場合には、その受けなくなった日の属する月の月末までに異動届を町民課（税務係）までご提出ください。

この届出が遅れますと事務処理が遅れるばかりでなく、後日、督促状が発せられたりしてご迷惑がかかります。また、退職された方には未徴収税額について一度に多くの額を納めていただくことにもなります。

1. 一括徴収の取り扱いについて

5年6月1日から12月31日までの退職者等	本人からの申し出により、給与・退職手当等の支払の際に未徴収税額を一括徴収してください。
6年1月1日から4月30日までの退職者等	5月31日までに給与・退職手当等の支払がある場合は、 <u>その支払の際に未徴収税額を一括徴収してください。</u> （本人からの申し出は不要です）

2. 転勤先の事業所で引き続き特別徴収をする場合は、新勤務先に月割額などをご連絡ください。
あわせて、その旨記入した異動届をすみやかに町民課（税務係）までご提出ください。
3. 用紙不足の場合は、コピーをしていただくか、八百津町ホームページ〈<https://www.town.yaotsu.lg.jp>〉→「くらしの情報」→「税」→「個人町民税」→「町県民税特別徴収事業所のみなさま」→「各種届出書様式集」のメニューから選択してダウンロードしてください。

(記載例) 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

岐阜県八百津町長殿 令和5年9月27日提出		〔 特別徴収 義務者 〕 給与支払者	所在地	〒500-0001 岐阜県岐阜市岐阜町36										特別徴収義務者 指定番号	16330755												
			フリガナ	ギフサンギョウ(カ)										宛名番号													
			氏名又は名称	岐阜産業(株)										担連 当絡 者先	所属	人事課											
			個人番号 又は法人番号															氏名	山田太郎								
												個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載												電話	22-2222 内線(222)		
給与 所得 者	フリガナ	ギフ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法																		
	氏名	岐阜一郎								6	月	から	10	月	から	5	年	1	1. 退職 2. 転任 3. 死亡 4. 専ら 5. 専ら 6. 専ら 7. 専ら	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)							
	生年月日	昭和61年1月1日								9	月	まで	5	月	まで	9	月	1. 職 2. 長 3. 不 4. 定 5. 解 6. の 7. の									
	受給者番号									54,000	円	18,000	円	36,000	円	5	年	9	月		26	日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
	1月1日 現在の住所																										
	異動後の 住所																										

1. 特別徴収継続の場合

新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を					
	所在地	〒										_____ 月分(翌月10日納入期限分)から					
	フリガナ											徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	氏名又は名称											担当者 連絡先	所属 氏名	電話	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ同額)	右から 番号を 記入

2. 一括徴収の場合

理由	1	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	9月26日	36,000円	

3. 普通徴収の場合

理由		1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため	※市 町村 記入 欄
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	